

議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

〔平成 20 年 11 月 18 日〕
〔 条 例 第 4 号 〕

改正 令和 2 年 10 月 22 日 条例第 2 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項の規定により、北但行政事務組合議会の議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 議長 年額 55,000 円
- (2) 副議長 年額 48,000 円
- (3) 前 2 号に掲げる議員以外の議員 年額 42,000 円

2 年の中途において就任及び退任したときは、月額により計算し、就任及び退任の月分は日割により計算した額とする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 前条に掲げる議員報酬のうち年額で支給するものは、毎年度末に支給する。ただし、年の中途において退任したときは、その月の翌月に支給するものとする。

(費用の弁償の支給)

第4条 議員が公務のため旅行したときは、その職務を行うため費用の弁償として旅費を支給する。

2 議員が招集に応じ、若しくは議長の招請に応じて議会の運営に必要な会議に出席したときは、議員のうち議場から当該議員の住所までの移動距離（一般に利用し得る最短の経路の長さによるものをいう。）が 2 キロメートル以上の区域に居住するものに費用弁償として、交通用具を利用して出席したときは別表第 1 に定める費用弁償の額を支給し、公共交通機関を利用して出席したときはその実費相当額を支給する。ただし、公用の交通用具（これに相当するものを含む。）を利用して出席したときは、この限りでない。

3 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、別表第 2 のとおりとする。

(旅費の支給方法)

第5条 旅費の支給方法については、職員等の旅費に関する条例（平成 7 年条例第 24 号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成7年北但行政事務組合条例第19号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の規定によりなされたものとする。

附 則（令和2年10月22日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

移動距離（片道）	費用弁償の額（日額）
2 km以上 3 km未満	100 円
3 km以上 4 km未満	200 円
4 km以上 5 km未満	300 円
5 km以上 7 km未満	400 円
7 km以上 10 km未満	500 円
10 km以上 13 km未満	700 円
13 km以上 16 km未満	900 円
16 km以上 19 km未満	1,100 円
19 km以上 22 km未満	1,400 円
22 km以上 25 km未満	1,600 円
25 km以上 30 km未満	1,800 円
30 km以上 35 km未満	2,200 円
35 km以上 40 km未満	2,500 円
40 km以上 45 km未満	2,900 円
45 km以上 50 km未満	3,300 円
50 km以上 55 km未満	3,700 円
55 km以上 60 km未満	4,000 円
60 km以上	4,400 円

別表第2（第4条関係）

種 類	旅 費 の 額	
鉄 道 賃	職員等の旅費に関する条例の規定による額	
船 賃		
航 空 賃		
旅 行 雑 費		
車 賃	1 キロメートルにつき	37 円
日 当	1 日につき	3,000 円
宿 泊 料	1 夜につき	13,300 円
食 卓 料	1 夜につき	3,000 円